

地震発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について（令和元年7月改定）

地震発生時や台風による警報発令時の対応について、お知らせします。各家庭でよく見える位置に掲示していただくか、確実に保存して下さるようお願いいたします。

【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる）
	放課後の場合	部活動等中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる） 翌日 臨時休校
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による。

【気象警報発令時の措置】

○茨木市において、「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発令されている時

①	午前7時の時点で発令中のとき	自宅待機
②	午前9時までに解除されたとき	解除された時点で登校
③	午前9時までに解除されていないとき	臨時休校

（なお、「大雨」「大雨・洪水」の警報が発令された時は通常通り登校になりますが、状況により臨時措置をとる場合もあります。）

○校区内の地域に、「避難勧告」「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)が発令されている時

①	午前7時の時点で発令されているとき	自宅待機
②	午前9時までに解除されたとき	解除された時点で登校
③	午前9時までに解除されていないとき	臨時休校

○校区内の地域に、「避難準備・高齢者等避難開始」(警戒レベル3)が発令されている時

・状況に応じて、臨時休校等の措置をとる場合もあります。そのときは、PTA保護者メールの配信や西中学校のホームページ等でご連絡いたします。

○登校後、授業等の途中に茨木市において警報等が発表された時

・授業等を中止して、通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。

※午前9時までに暴風警報等が解除された場合は、当日の「給食」の提供はありませんので各ご家庭で昼食を準備してください（午後に授業がある場合のみ）。
（午前7時の時点で教育委員会がキャンセルします。）

※新聞・ラジオ・テレビなどによる情報に照らし、各ご家庭で判断ください。

※緊急の連絡が取りにくくなりますので、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。（ホームページ等をご確認ください。）

※緊急時の場合にはPTA各種委員会や地区委員会などのご協力をお願いすることがありますので、よろしくお願いします。